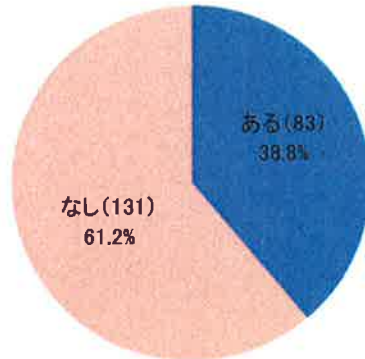


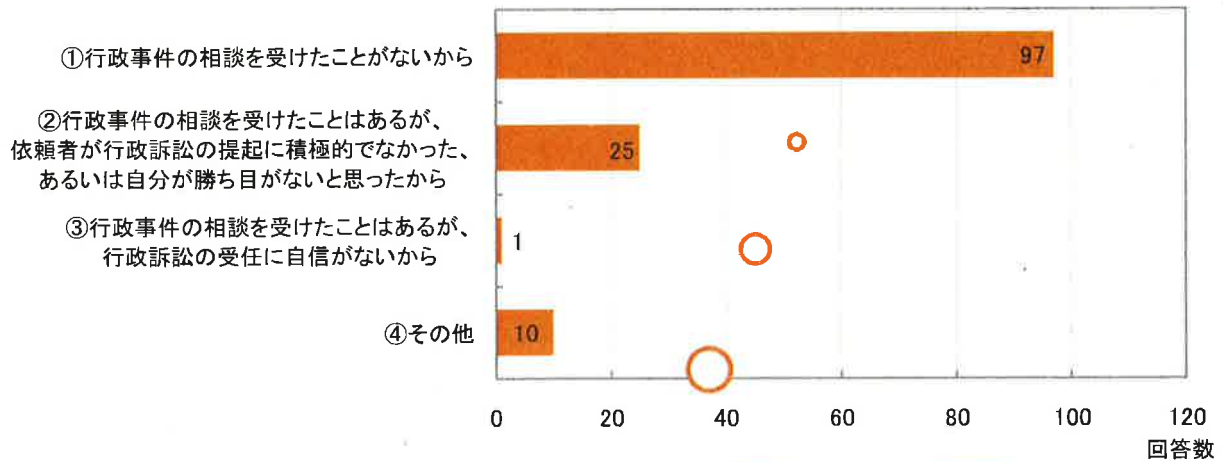
■ 行政事件訴訟法の施行5年後見直しに向けたアンケート 集計結果

* 当アンケートの実施方法について
 当アンケートは日本弁護士連合会により、2008年7月～8月に、日本弁護士連合会全会員（約25,000人）を対象に、アンケート用紙に回答を記入する形式で実施された。
 有効回答数は214である。

1. 改正行政事件訴訟法が施行された平成17年4月1日以降、原告側で行政訴訟提起したこと（訴訟参加を含む）がありますか。



2. 行政訴訟を提起しなかった理由を教えてください（複数回答可）。



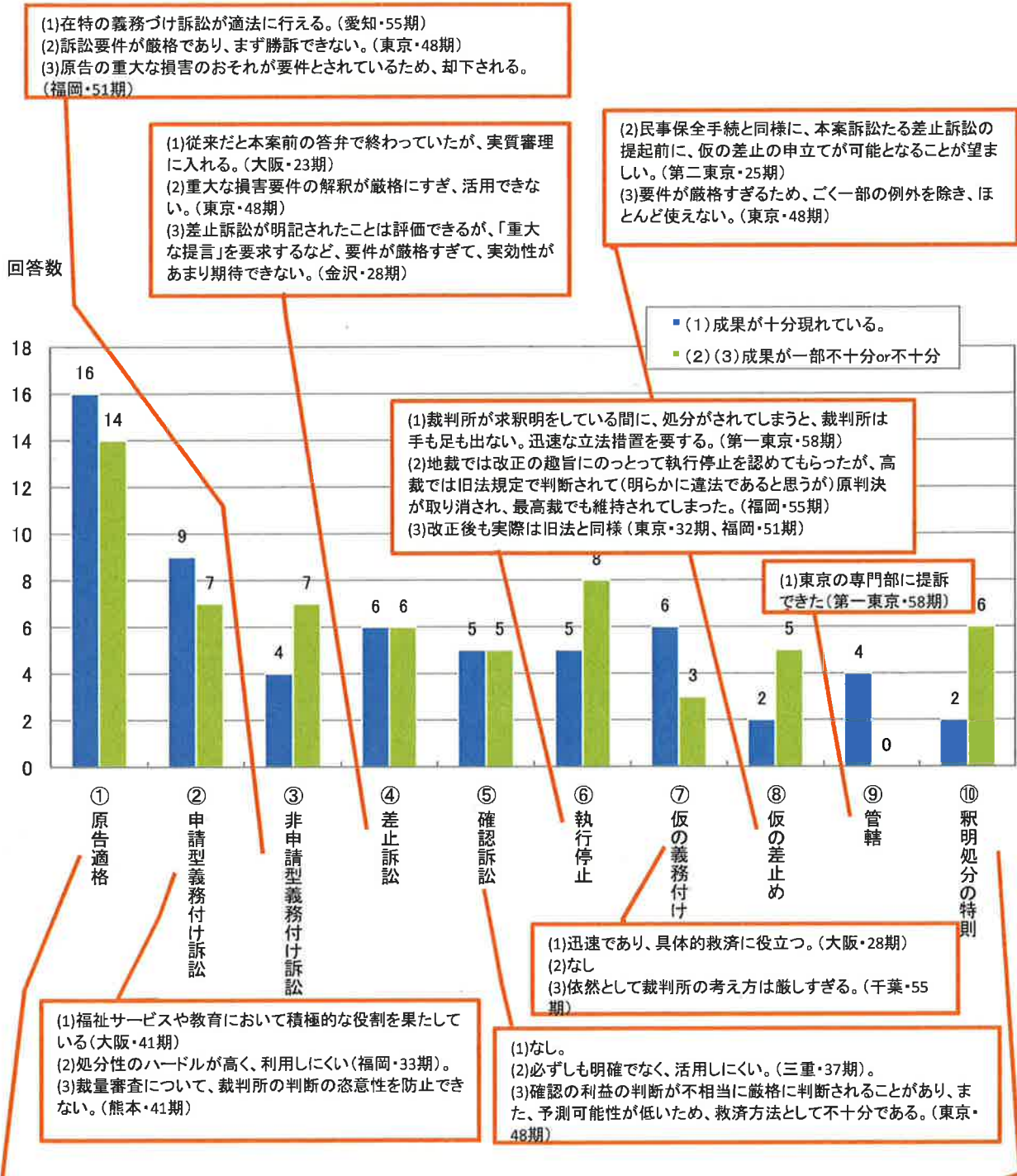
主なアンケート回答

- ・行政側の代理人だから（札幌・30期、香川・32期、山口・38期ほか）。
- ・本庁でしか訴訟がやれない。時間と費用がかかる（熊本・13期）。

3. 次の既改正項目について（1）～（3）にお答えください。

- ①原告適格 ②申請型義務付け訴訟 ③非申請型義務付け訴訟 ④差止訴訟
 ⑤確認訴訟 ⑥執行停止 ⑦仮の義務付け ⑧仮の差止め ⑨管轄
 ⑩釈明処分の特則

- (1) 実際の経験から、改正法の成果が十分に現れているものはありますか。
 (2) 実際の経験から、改正法の成果が現れているものの法改正を含めなお改善が必要なものはありますか。
 (3) 実際の経験から、改正法の成果が現れておらず不十分なものはありますか。



- (1)
 - ・行政側もこれまでの判例に漫然と依拠できなくなっている(山口・38期)
 - ・不十分なが原告適格の拡大を実感している(第二東京・53期)

- (2)
 - ・原告適格がいまだに狭すぎる(東京・57期)
 - ・9条2項の解釈狭すぎる(大阪・18期)

- (3)
 - ・自治体間、自治体と国の裁判を認めようとしていない(宝塚判決等)(東京・53期)
 - ・従前とあまり変わらない(茨城・47期)

- (1)行政が集めた資料の収集が容易になった。(第二東京・53期)

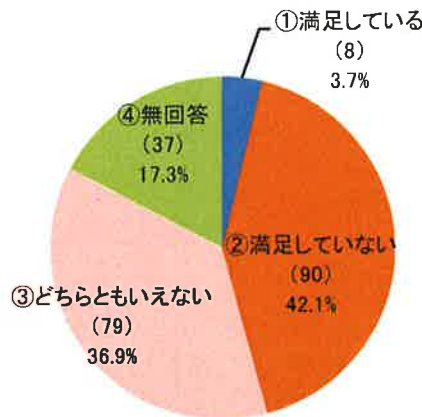
- (2)なし

- (3)・裁判所が関心を示さない。(三重・31期)

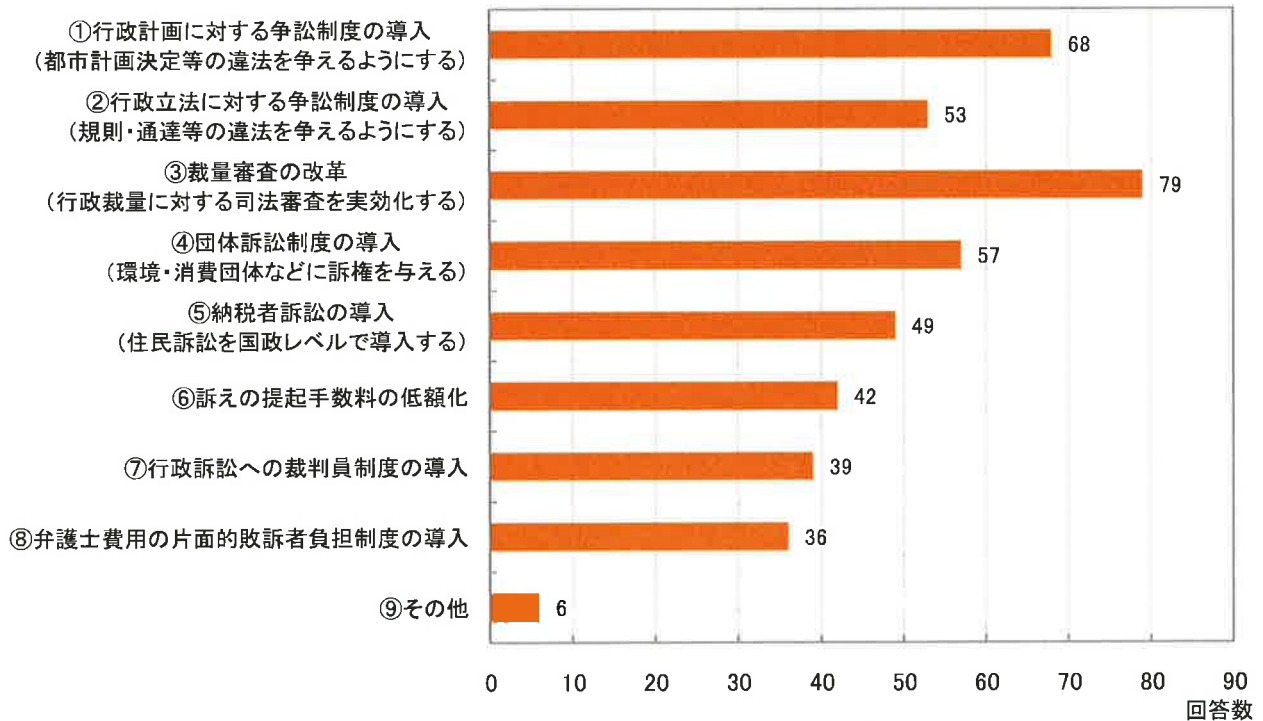
- ・裁判所が職権発動に消極的であり、実効性がない。(大分・56期)

- ・釈明処分の特則も強制力がないから、行政庁は都合の悪いことには回答しないのが多い。(大阪・9期)

4. 現在の行政訴訟制度に満足していますか。



5. 平成16年改正において積み残された次の諸課題のうち、改革が必要だと思う項目は何ですか。



①について主な意見

- ・ 行政訴訟は長期化するため、早い時期から訴訟提起は認めるべきである。(香川県・32期)
- ・ 早い段階で司法判断があった方が、行政効率がよい。(②も同じ)(山口県・38期)
- ・ 早期に争える制度必要。(三重・41期)
- ・ 行政処分まで争えない現行制度が、既成事実の積み重ねを許してきた。(第二東京・53期)
- ・ 提訴可能時期が遅い。(東京・47期)
- ・ 計画段階で争えないと、実効性がない。(福岡県・55期)
- ・ 計画段階で不服を主張させた方が、早く解決できる。処分後は双方ともダメージが大きく、引くに引けない。(釧路・58期)
- ・ 処分性の争いを解決し、審理の効率化が図られるから。(愛知県・60期)

②について主な意見

- ・ 規則・通達等の実際上の重要性に鑑み必要。(三重・41期)
- ・ 行政手続の基本的な部分を争えるようにすべき。(茨城県・47期)
- ・ 具体的な処分はないが、違法な行政立法に基づく行政指導がなされる。(広島・52期)
- ・ 通達行政がまかり通っている。(長野県・24期)
- ・ 行政の場で規則等の存在は大きい。(愛知県・39期)

③について主な意見

- ・ 裁量権の範囲の判断基準を明確化してはどうか。(三重・37期)
- ・ 行政裁量が広範にすぎることが、行政の好き放題を許している。(第二東京・53期)
- ・ 裁量論で片づけられてしまうケースが多すぎる。(第二東京・57期)
- ・ 行政裁量の範囲内、ということで逃げられないようにすべき。(茨城県・47期)
- ・ とにかく勝てない！(東京・46期)
- ・ 行政裁量について、従前と同じくあまりにも行政寄り(東京・32期)
- ・ 行政裁量の限界を明確化することで勝訴の見込みが判断できるから。(愛知県・60期)
- ・ 適法性の推定をなくし、行政に立証責任を課すべき。(大阪・42期)
- ・ 司法消極主義を克服するために不可欠(大阪・36期)
- ・ 裁量をより制限するルールが必要。(長野県・24期)

④について主な意見

- ・ 原告適格の解釈による拡大には限界があり、環境、消費者、文化財保護の分野で客観訴訟が必要である。(東京・48期)
- ・ 消費者契約法等の延長線上で実現可能。(三重・41期)
- ・ 地権者など当事者がいないと争えないのでは、環境は守れない。(第二東京・53期)
- ・ 環境問題等はNPOや住民団体こそ、問題の本質を理解している。(茨城県・47期)
- ・ 行政の監督を減らし、団体による監視へ移行する時期が来ている。(東京・49期)
- ・ 現在最も訴訟による解決が望まれている分野だと思われる。(宮崎県・56期)
- ・ 個人的に訴えが難しい問題を採り上げることを可能にする。(仙台・28期)
- ・ 個人が訴訟を起こすには負担が大きい。(大阪・42期)
- ・ 欧米では常識であり、公益訴訟を個人に委ねることが間違っている。(大阪・36期)
- ・ これがあれば、国の税金の無駄遣いをなくせる。(長野県・24期)

⑤について主な意見

- ・ これがないから、いつまでたっても官僚が変わらない。(山口県・38期)
- ・ 国の無駄使いの訴訟を国民に与えるべき(大阪・23期)
- ・ 国税の違法支出にもメスを入れるべき。(第二東京・53期)
- ・ 国政レベルでのムダを争うことができるようにすべき。役人の不祥事防止のため。(第二東京・35期)
- ・ 居酒屋タクシー事件のような中央省庁職員による税金の無駄遣いを是正するため必要性は極めて高い。(三重・28期)
- ・ 公金の無駄遣いを正す手段が必要。(仙台・28期)
- ・ 国会及び会計検査院のチェックでは限界がある。(大阪・42期)
- ・ 国の税金、無駄遣いのひどいものあり(大阪・23期)
- ・ 国の税金の無駄遣いもやめさせたいものです。道路や橋の建設。(福岡県・26期)

⑥について主な意見

- ・ 訴訟提起がしやすくなる。(⑧も同様。)(東京・22期)
- ・ 訴え提起の折の手数料の低額化を希望する。(岩手・期なし)
- ・ 個人VS国という場合、費用負担が訴え提起の妨げとなっている。(⑧も同様)(茨城県・55期)
- ・ 訴訟提起をしやすくするため。(東京・52期)

- ・ 訴えを起こしやすくするため。 (京都・48期)

⑦について主な意見

- ・ 行政訴訟に国民の常識を反映させる必要がある。 (東京・48期)
- ・ 市民の常識を導入する必要あり。刑事より必要 (大阪・23期)
- ・ 民事訴訟と明らかに異なる心証形成を裁判官が行っている。行政側に有利に訴訟指揮をする。 (東京・53期)
- ・ 裁判官の偏向を感じる。 (第二東京・57期)
- ・ 行政寄りの裁判所の判断を変えるには、市民の声を反映するほかないから。 (大分県・56期)
- ・ 本来刑事事件なんかでなく、行政事件や国賠事件においてこそ、市民の常識を反映させることができる。 (茨城県・47期)
- ・ 在留資格をめぐる訴訟では、裁判官の判断が市民感覚とかけ離れていることも多い。 (東京・46期)
- ・ 裁判官の判断が依然として役所寄りであるから、特に情報公開処分取消訴訟で。 (第二東京・35期)
- ・ 刑事より行政こそ必要不可欠 (大阪・23期)
- ・ 本来、行政事件こそ最も裁判員制度になじむ。現在の裁判所を見ると本当に十分な独立があるのか疑問。 (愛知県・46期)
- ・ 判断の合理性の説明責任を果たすきっかけになる。 (仙台・28期)
- ・ 裁判官も公務員である以上、行政官的側面があり、信用できない。 (広島・52期)
- ・ 市民感覚を導入してほしいと常々思います。 (福岡県・26期)

⑧について主な意見

- ・ 違法行政の是正に寄与した場合にはせめて弁護士費用を負担すべきである。 (東京・48期)
- ・ 行政事件の利用が増加する(勝訴の見込みある事件で)。 (福岡県・55期)
- ・ 公害事件など現状ではほとんどボランティア。損害請求ではないので、報酬もとれない。 (熊本県・41期)
- ・ 法の形成と実現、私人の役割 (東京・58期)
- ・ 我が国の情報公開訴訟においては、原告側弁護士の手弁当で行われている実情にある。 (三重・28期)
- ・ 一種の共益費であり、行政適正の前提に反する例外事例だから。 (仙台・44期)
- ・ 費用の低減と負担軽減のため (高知・20期)
- ・ 公益訴訟である場合は当然 (大阪・36期)
- ・ 納税者訴訟は不可欠 (大阪・23期)
- ・ 費用の件で住民ともめることがあるやに聞いているため (京都・48期)

その他の意見

- ・ 国選原告代理人制度。原告が当番だけだと、法廷の時間等に無駄が多く、権利保障も弱くなる。 (山口県・38期)
- ・ 判検交流の禁止(特に行政事件への関与を禁止すべき) (東京・53期)
- ・ 行訴法を廃止し、民訴法一本化すべき (東京・53期)
- ・ 原告適格の廃止 (栃木県・58期)
- ・ 原告勝訴の場合には、行政の誤りを正したのだから、弁護士報酬負担とは別に、報償金を払うべき。 (東京・46期)
- ・ 審査請求前置主義の適用範囲を限定する。 (埼玉・52期)
- ・ 被告の選択については、極めて効果が出ていると思われる。 (山口県・38期)
- ・ 裁判官の大増員が必要 (東京・58期)
- ・ 日弁連の行政訴訟改正提言をもう一度明らかにし、第二ステージの改正を強力に運動すべきである。 (第二東京・35期)
- ・ 指定代理人が無駄に多い。出廷してきながら、何も発言しないのがほとんど。 (東京・46期)
- ・ いまだに原告適格に力を費やすのが根本的な問題。東南・南アジアと比べても、完全に時代遅れ。 (大阪・53期)
- ・ 今の行政訴訟は国民の意見を封ずる構造である。国民の意見が司法の土壌に乗るように全面的改造を！ (大阪・20期)
- ・ 行政訴訟の判決の拘束力の範囲が不明確であり、行政庁の次の行為が予想に反する場合がある。 (東京・49期)

- 通常的行政監査業務を担当しつつ、行政非違を争う訴訟を無料で引き受ける公益弁護士システムが必要。 (仙台・44期)
- 裁判所は却下判決をしたがり、実体判断も原告(市民)に過大な立証を要求する。裁判員制度の導入を。 (群馬・59期)
- 真の行政改革は司法改革を通じて実現できる。 (大阪・42期)
- インド、フィリピン、インドネシア以下の水準(団体訴権もないetc.)であり、国際的に見て、最も劣悪である。 (大阪・36期)
- 地裁支部管轄区域に事務所を置く弁護士だが、本庁のみの取扱いとする裁判所事務分配規程が問題。 (広島・52期)
- 立証責任について、現実の機能としては通常行訴法より原告の負担大。絶対に改善すべき。 (横浜・22期)